

《第 4 条第 3 号》

心に不安なく、人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利。

↓

(修正案) 心に不安なく、人間らしい生活を営む権利。

《第 4 条第 4 号》

外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通手段などの手段により、重くない負担で移動する権利。

↓

(修正案) 外出を希望する限り、徒歩、公共交通、その他の手段により、自由に移動する権利。

《第 28 条》

おいらせ町の重要事項については、町民、町長、議会の発議により、住民投票を行うことができます。

↓

(修正案) おいらせ町の重要事項については、おいらせ町の住民、町長、議会の発議により、住民投票を行うことができます。